



おしらせ

令和2年7月豪雨災害
復興義援金の受け付け

令和2年7月豪雨により、九州地方や中部地方などで大きな災害が発生しています。町では、この災害で被災された方々を支援するため義援金を設置しています。※義援金は日本赤十字社へ送金し、被害各県の災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。

設置場所

甘楽町役場窓口、にこにこ甘楽

問い合わせ 総務課庶務係

(☎内線210・211)

令和2年度「敬老会」
開催中止のおしらせ

例年9月に開催している「敬老会」ですが、新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、皆様の健康と安全を守る観点から、今年度は中止とさせていただきます。

問い合わせ

甘楽町社会福祉協議会

☎74・5700



ふれあいの丘歌謡祭2020
公演中止のおしらせ

8月29日(土)に甘楽町文化会館で公演を予定していた「ふれあいの丘歌謡祭2020」は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となります。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 甘楽町文化会館

☎74・7000

児童扶養手当

児童扶養手当・特別児童扶養手当のごあんない

受給資格者 次の①～⑨の支給要件にあてはまる18歳以下の児童

(障がいがある場合は20歳未満)を養育している母か父、または父母に代わって養育している人

※支給期間は、児童が18歳になった年度の末日まで(児童に障がいがある場合は20歳未満)となります。

- ①父母が離婚
- ②父または母が死亡
- ③父または母が重度の障がい者
- ④父または母の生死が不明
- ⑤父または母から1年以上遺棄

- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁
- ⑧未婚の母の子
- ⑨父母ともに不明(孤児など)

特別児童扶養手当

受給資格者 身体または精神にある程度以上の障がいがある児童(20歳未満)を監護している父か母、または養育している人

共通事項

・所得制限限度額を超える場合は支給されません。

・児童が障がいを事由とする公的年金を受給できる場合や児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

◎支給要件を満たして受給していない人は、福祉係までご相談ください。

現況届・所得状況届を忘れずに

すでに受給をしている人は、毎年8月に現況届・所得状況届の提出が必要ですので、忘れずに手続きをしてください。

問い合わせ にこにこ甘楽 健康課福祉係 (☎内線602・603)

ぐんま妊娠SOS相談
窓口のおしらせ

思いがけない妊娠で一人で悩んでいませんか? 県では、助産師による妊娠に特化した相談窓口「ぐんま妊娠SOS」を開設しています。

相談日・時間

▼メール 24時間受け付け

gunma-ninshin-sos.com

▼電話 毎週火・土曜日(祝日・年末年始は除く) 午後7時～10時

☎0276・37・5660

費用 無料(通話料、通信料は相談者負担)

8月は経済産業省主催の
電気使用安全月間です

安全3つのポイント!

